

株式会社おんぶにだっこ

虐待防止マニュアル

作成日:2025年9月1日

改訂:2026年3月20日

目次

第1章 マニュアルの目的と基本姿勢	4
第2章 児童虐待の定義と種類	4
身体的虐待	4
性的虐待	4
ネグレクト	4
心理的虐待	4
保護者以外の者による虐待	4
第3章 シッター自身の虐待防止	5
子どもの人権の尊重	5
体罰の絶対的禁止	5
適切な言葉使い	6
子どもの意見の尊重	6
子どもの身体への接触の適切化	6
子どもの羞恥心への配慮	7
ストレス管理と自己ケア	7
不祥事の防止と重大事故対応	7
第4章 子どもの人権と尊厳	8
子どもの権利の基本原則	8
子どもの生命と生存の権利	8
子どもの発達の権利	8
子どもの意見表明権と参加権	9
子どもの保護とケアを受ける権利	9
子どものプライバシーの権利	9
子どもの尊厳と自尊心	9
第5章 虐待の兆候とサイン	10
子どもの様子から読み取るサイン	10
保護者の様子から読み取るサイン	10
家庭環境から読み取るサイン	10
第6章 日頃からの観察と記録	11
観察のポイント	11
記録の方法	11

第7章 虐待が疑われる場合の対応フロー	11
初動対応	11
社内連絡体制	12
行政への通告	12
通告後の対応	13
第8章 保護者対応のポイント	13
通告に先立つ保護者との関係構築	13
気になる様子を伝える際の言葉選び	14
保護者からの相談への対応	14
誤解を防ぐためのコミュニケーション	14
第9章 法的義務と責任	15
行政への報告義務(通告義務)	15
通告者保護	15
秘密保持義務との関係	16
第10章 関係機関・連絡先	16
行政機関	16
社内連絡先	17
相談支援機関	17
第11章 事例集	17
事例1:子どもの体に多数のあざがある場合	17
事例2:保護者の怒鳴り声が頻繁に聞こえる場合	18
事例3:子どもの空腹や不潔が見られる場合	18
事例4:子どもの性的な言葉や行動が見られる場合	18
事例5:保護者が子どもの前で暴言を吐く場合	19
事例6:シッターが感情的になりそうな場面	19
第12章 マニュアル活用のポイント	19
定期的な研修の受講	19
疑問点の相談先	20
マニュアルの改版履歴	20

第1章 マニュアルの目的と基本姿勢

本マニュアルは、ベビーシッター業務において児童虐待を適切に認知し、早期に発見して通告するための指針を定めるものである。第一に、シッター自身の行動が虐待に該当しないよう防止することを最優先とする。第二に、保護者による虐待を早期に発見し、適切に通告することを目的とする。

子どもの最善の利益を最優先に考慮し、子どもの安全と健全な育成を図ることが基本姿勢である。子どもは一人の人格を持つ存在であり、大人の所有物ではない。子どもの人権を尊重し、子どもの意見を聴き、子どもの発達段階に応じた適切な関わりを行うことが求められる。

第2章 児童虐待の定義と種類

児童虐待防止法では、児童虐待を「保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者を含む)がその監護する児童について行う次に掲げる行為」と定義している。

身体的虐待

子どもの体に故意に傷害を負わせる行為をいう。具体的には、殴る、蹴る、振り回す、投げ落とす、熱いものをかける、首を絞める、縛るなどの行為が含まれる。しつこく繰り返して行われた場合でも、子どもの身体に傷害を生じさせるものであれば身体的虐待に該当する。

性的虐待

子どもへの性的な行為や、子どもを性的な対象として扱う行為をいう。具体的には、子どもへの性的接触、性的な接触を前提とした面会、性的な行為を見せる、性的な行為をさせる、性的な言葉を投げかける、子どもを撮影した写真や動画を性的目的で使用するなどが含まれる。

ネグレクト

子どもの心身の健全な成長を阻止するような養育の放棄や拒否をいう。具体的には、十分な食事を与えない、適切な衣服を着せない、病気や怪我を治療させない、汚れたまま放置する、家に閉じこめられる、長時間放置する、子どもの世話をしないなどの行為が含まれる。

心理的虐待

子どもの心を傷つけるような言動や無視をいう。具体的には、子どもを侮辱する、脅す、無視する、他の兄弟と差別する、妻や夫への暴力を子どもの前で繰り返す、子どもの前で配偶者を悪く言う、子どもの自尊心を傷つけるような発言をするなどが含まれる。

保護者以外の者による虐待

施設職員、シッター、教師等が子どもに対して虐待を行うことも児童虐待に含まれる。この場合、シッター自身が加害者となり得ることを認識し、自らの行動を常に省察する必要がある。

第3章 シッター自身の虐待防止

シッター自身の行動が虐待に該当しないよう、常に自戒を持って業務にあたる必要がある。子どもの最善の利益を最優先に考え、子どもの人権を尊重し、適切な関わり方を心がける。シッターが虐待を行うことは、子どもの人生に深刻な傷を残し、会社の信頼を失墜させ、シッター自身の社会的地位を失う事由となる。

子どもの人権の尊重

子どもは一人の人格を持つ存在であり、大人の所有物ではない。子どもには人権があり、その人権は大人と等しく尊重されなければならない。子どもの意見を聴き、子どもの感情を認め、子どもの尊厳を守ることが求められる。

子どもの身体への接触は、子どもの同意を得て行う必要がある。おむつ交換、着替え、食事の介助等の必要な接触であっても、子どもの意思を尊重し、子どもに説明し、子どもが納得した上で行う。子どもが接触を拒否している場合は、理由を探り、適切に対応する。

子どものプライバシーを尊重する。子どもの身体を見る際は、必要最小限の範囲とし、子どもの羞恥心に配慮する。子どもの身体に関する情報を安易に他者に漏らさない。子どもの発言や行動を記録する際も、子どもの尊厳を傷つけないよう注意する。

子どもの発達段階に応じた関わりを行う。乳児、幼児、学童では、子どもの理解力、表現力、身体能力が大きく異なる。子どもの年齢や発達段階に応じた言葉使い、遊び、関わり方を行う。子どもの成長を促し、子どもの自信を育む関わり方を心がける。

体罰の絶対的禁止

シッターは子どもに対していかなる形態の体罰も行ってはならない。殴る、蹴る、振り回す、叩く、つねる、引っ掻く、髪を引っ張る、突き飛ばす等の身体的な暴力は絶対に禁止である。また、怒鳴る、脅す、ののしり、無視する、部屋に閉じ込める等の心理的な暴力も禁止である。

しつけと称して体罰を行うことは禁忌である。子どもの問題行動に対しては、子どもの話を聞き、原因を探り、適切な対応を考える必要がある。子どもをコントロールしようとせず、子どもが自ら正しい行動を選べるよう支援する。子どもを罰するのではなく、子どもに考える機会を与える。

子どもが問題行動をとった場合は、まず落ち着いて子どもの話を聞く。子どもがなぜその行動をとったのか、何を感じていたのか、何を求めているのかを理解しようとする。子どもの視点に立ち、子どもの気持ちを受け止める。その上で、子どもと一緒により良い解決策を考える。

子どもが感情的になっている場合は、まず子どもの感情を受け止める。「悲しいね」「辛いね」「怒っているね」等の共感的な言葉を使い、子どもの感情を認める。子どもの感情を否定したり、無理に静かにさせたりしない。子どもが自分の感情を言葉で表現できるよう支援する。

適切な言葉使い

シッターは子どもに適切な言葉を使い、子どもの自尊心を守る。「ダメ」「○○しないと捨てる」「○○できない子はいいらない」等の脅し的な言葉は避ける。また、「バカ」「アホ」「おバカ」等の人格を否定する言葉も禁止である。「良い子にしないとお母さんに言うよ」等の脅しを盾にした脅しも不適切である。

代わりに、「こうしようね」「一緒にやってみよう」「あなたならできるよ」等の前向きな言葉を使う。子どもの小さな成功を称え、「よく頑張ったね」「すごいね」と子どもの自信を育む言葉を使う。子どもの努力を認め、子どもの成長を促す言葉を選ぶ。

子どもが間違っただけの行動をとった場合は、「それは危険だからやめようね」「それは人を傷つけるからやめようね」具体的に説明する。ただ「ダメ」と言うのではなく、子どもが理解できる理由を伝える。子どもに理由を説明し、子どもが自ら判断できるよう支援する。

子どもの意見の尊重

子どもには意見を表明する権利がある。シッターは子どもの意見を聴き、子どもの気持ちを尊重する。年齢や発達段階に関わらず、子どもの意見を無視したり、一方的に決めつけたりしない。

「どの遊びがしたい?」「何をして遊びたい?」「何が食べたい?」等、子どもの選択を尊重する問いかけを使う。子どもの意見を取り入れ、子どもが自分で決める機会を増やす。子どもの自主性を尊重し、子どもの自己決定権を育む。

子どもがシッターの提案を拒否した場合は、理由を探る。「なぜやりたくないの?」「何が不安なの?」「どうすれば楽しくなりそう?」等の問いかけを使い、子どもの気持ちを理解しようとする。子どもの意見を否定せず、子どもの視点から物事を見るように努める。

子どもの身体への接触の適切化

子どもの身体への接触は、子どもの安全と健全な育成のために必要な場合に限り、適切に行う。おむつ交換、着替え、入浴の介助、食事の介助等の身体的ケアは、子どもの身体的・精神的発達に不可欠である。一方で、不適切な接触は性的虐待や身体的虐待に該当する可能性がある。

身体的ケアを行う際は、子どもに説明し、子どもの同意を得る。「今からおむつを替えようね」「お着替えしようね」等の声かけを行い、子どもに次の行動を伝える。子どもが拒否している場合は、理由を探り、子どもが納得できるよう説明する。

子どもの身体に触れる際は、必要最小限の範囲とする。子どもの性器への接触は、おむつ交換や入浴等の必要な場合に限り、専門的に行う。性的な意味を持つ接触は絶対に禁止である。子どもの身体を愛撫する、キスをする、抱きしめる等の接触も、子どもの発達段階や子どもの意思を尊重し、適切な範囲にとどめる。

身体的ケアの記録を残すことも重要である。おむつ交換、食事、入浴等の身体的ケアを行った際は、日報等に記録し、透明性を確保する。記録には日時、内容、子どもの様子等を含める。

子どもの羞恥心への配慮

子どもには羞恥心があり、年齢とともに発達する。幼児期から自分の身体に対する羞恥心が芽生え始め、児童期にはより明確になる。シッターは子どもの羞恥心に配慮し、子どもの尊厳を守る。

着替えや入浴の際は、子どものプライバシーに配慮する。子どもの前で服を着替える際は、必要以上に肌を見せないようにする。子どもの身体を見る際も、子どもの恥ずかしさを認め、子どもが安心できるよう配慮する。

子どもの身体に関する情報を安易に他者に漏らさない。子どもの身体にあざや傷がある場合、その情報を保護者以外の者に伝える際は、慎重に行う。子どもの身体の不調や発育の遅れ等も、必要な範囲でのみ共有する。

ストレス管理と自己ケア

シッターは常に自分の感情やストレスに注意を払う必要がある。自分が感情的になっていると感じた場合は、一時的に子どもから離れ、深呼吸をする等の方法で冷静さを取り戻す。感情的な状態で子どもに接すると、虐待のリスクが高まる。

シッターは自分の限界を認識し、適切に休息を取る。過労やストレスが溜まっている状態で子どもに接すると、虐待のリスクが高まる。定期的な休息やリフレッシュを心がける。自分の健康状態や精神的な状態に注意を払い、無理をしない。

自分の感情やストレスを感じたら、会社や同僚へ相談する。「子どもの言うことでイライラする」「保育に自信がない」「精神的にきつい」といった悩みを一人で抱え込まない。会社はシッターの相談に乗り、必要なサポートを提供する義務がある。

不祥事の防止と重大事故対応

シッター自身の虐待行為を防ぐことは、重大事故や不祥事の防止につながる。シッターが虐待を行った場合、会社の信頼が失墜し、業務停止や損害賠償請求等の大きな問題となる。また、シッター自身も刑事罰や損害賠償責任を問われる可能性がある。

万が一、シッター自身が虐待を行ってしまった場合は、直ちに会社へ報告し、誠実に対応する。事実を隠蔽したり、嘘をついたりしてはならない。子どもの安全を最優先に考え、子どもの保護や治療を最優先する。会社は事実関係を調査し、行政機関へ通告し、再発防止策を講じる。

第4章 子どもの人権と尊厳

子どもは一人の人格を持つ存在であり、国連の「児童の権利条約」において、子ども特有の権利が認められている。シッターは子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を最優先に考え、子どもの意見を聴き、子どもの発達を支援する役割を担っている。

子どもの権利の基本原則

児童の権利条約は、4つの基本原則を定めている。第一に、差別のないこと(差別の禁止)。子どもの人種、性別、言語、宗教、障害、出身等を理由に差別してはならない。第二に、子どもの最善の利益を最優先に考えること。子どもに関するすべての措置において、子どもの最善の利益を考慮する。第三に、生命、生存、発達の権利を保障すること。子どもの生命と生存を確保し、子どもの発達を支援する。第四に、子どもの意見を尊重し、子どもの意見が考慮されること。子ども自身に関することについて、子どもの意見を表明し、その意見が尊重される権利がある。

シッターはこれらの基本原則を理解し、日々の業務に反映させる必要がある。子どもを差別的に扱わず、子どもの最善の利益を最優先に考え、子どもの発達を支援し、子どもの意見を聴く姿勢をとる。

子どもの生命と生存の権利

子どもは生命と生存の権利を持っている。シッターは子どもの生命を守り、子どもの生存を確保する責任を負う。子どもが危険な状況に置かれている場合は、直ちに保護し、必要な措置を講じる。

子どもの健康も重要な権利である。シッターは子どもの健康状態に注意を払い、必要な医療やケアを受けるよう配慮する。子どもが病気や怪我をしている場合は、速やかに保護者や医療機関へ連絡する。

子どもの発達の権利

子どもは年齢に応じて発達する権利を持っている。身体的な発達、精神的な発達、社会的な発達、情緒的な発達等、子どもの発達は多岐にわたる。シッターは子どもの発達段階に応じた適切な関わりを行い、子どもの発達を支援する。

子どもの遊びも発達の重要な要素である。遊びを通じて、子どもは社会性を身につけ、創造性を育み、情緒を豊かにする。シッターは子どもの遊びを尊重し、子どもが安心して遊べる環境を整える。

子どもの意見表明権と参加権

子どもは自分に関することについて意見を表明する権利を持っている。シッターは子どもの意見を聴き、子どもの気持ちを尊重する。年齢や発達段階に関わらず、子どもの意見を無視したり、一方的に決めつけたりしない。

子どもは遊び、休息、創造的な活動に参加する権利を持っている。シッターは子どもの自主性を尊重し、子どもが自分で選び、自分で決める機会を増やす。子どもを大人の都合でコントロールせず、子どもの視点から物事を見るように努める。

子どもの保護とケアを受ける権利

子どもは保護とケアを受ける権利を持っている。親や保護者は子どもの育成に責任を負うが、親や保護者が子どもを虐待することは許されない。シッターも子どもの保護者としての役割を担っており、子どもの安全と健全な育成を図る責任を負う。

子どもが暴力、虐待、放棄等の被害を受けている場合は、シッターは速やかに保護し、通告する義務を負う。子どもの保護を最優先に考え、子どもの安全を守る。

おんぶにだっこ

子どものプライバシーの権利

子どもはプライバシーの権利を持っている。子どもの身体、所有物、家族、家庭等に関する情報は、子どものプライバシーに関わる。シッターは子どものプライバシーを尊重し、必要な範囲でのみ情報を取り扱う。

子どもの身体に関する情報は、慎重に扱う。子どもの身体にあざや傷がある場合、その情報は必要な範囲でのみ共有する。子どもの身体の不調や発育の遅れ等も、保護者や医療機関等の必要な範囲でのみ共有する。

子どもの尊厳と自尊心

子どもの尊厳と自尊心を守ることは、シッターの重要な役割である。子どもの人格を傷つけるような言動は慎み、子どもの自尊心を育む関わりを心がける。

子どもを否定する言葉を使わない。「バカ」「ダメな子」「出来損ない」等の言葉は、子どもの自尊心を傷つける。代わりに、「あなたならできるよ」「よく頑張ったね」等の言葉を使い、子どもの自信を育む。

子どもの小さな成功を称える。子どもが新しいことを挑戦し、成功した際は、その努力を認め、称える。子どもの失敗を責めるのではなく、子どもが学び、成長する機会として捉える。

第5章 虐待の兆候とサイン

虐待は一度の観察で断定できるものではない。日頃から子どもの様子、保護者の様子、家庭環境を注意深く観察し、複数のサインが組み合わさっているかを総合的に判断する。

子どもの様子から読み取るサイン

外見上のサインには、傷、あざ、火傷、打撲、骨折の跡などが含まれる。特に、傷の位置が体の目立たない部分(背中、お腹、太ももの内側など)にある場合、傷の形状に規則性がある場合、傷の治癒の程度が不自然である場合、子どもの説明と傷の状況が一致しない場合は虐待の可能性が高まる。また、栄養失調の徴候(極端な痩身、顔色が悪い、髪の毛が抜けているなど)もネグレクトのサインとなる。

行動上のサインには、過度な攻撃性、逆に過度な服従、大人に対する過度な恐れ、年齢不相応な性的な言葉や行動、退行的な行動(おしゃぶり、おねしょの再開、言葉の遅れなど)、自傷行為、うつ状態、情緒不安定などが含まれる。子どもがシッターに対して過度な甘えを見せる場合も、安心できる大人を求めているサインである可能性がある。

発達上のサインには、言葉の遅れ、運動機能の遅れ、対人関係の形成が困難、認知能力の遅れなどが含まれる。これらはネグレクトや心理的虐待による発達障害の可能性を示唆する。

保護者の様子から読み取るサイン

保護者の子どもへの接し方に問題がある場合は虐待の可能性が高い。具体的には、子どもを冷静に叱ることができない、子どもを否定するような言葉を投げる、子どもの感情を無視する、子どもに対して過度な期待を抱く、子どもの世話を拒否する、子どもを他者に押し付けるなどの行動が見られる場合は注意を要する。

保護者の感情のコントロールが困難な場合も虐待のリスクが高まる。子どもの前で怒鳴る、物にあたる、泣きわめく、感情の起伏が激しいなどの様子が見られる場合は、子どもが不測の暴力や虐待に巻き込まれる可能性がある。

家庭環境から読み取るサイン

家庭の雰囲気から虐待の可能性を見いだすことができる。常に緊張感がある、怒鳴り声や暴力の音が頻繁に聞こえる、子どもの泣き声がやまない、保護者が常にイライラしている、家庭内の人間関係が陰悪であるなどの様子が見られる場合は、子どもが虐待を受けている可能性がある。

経済的状況の徴候からもネグレクトの可能性を見いだすことができる。食事が十分でない、子どもの衣服が不適切である、部屋が荒れている、必要な医療や教育を受けさせていない、子どもが適切な玩具や遊具を持っていないなどの様子が見られる場合は、経済的な理由によるネグレクトの可能性が高い。

第6章 日頃からの観察と記録

虐待の早期発見のためには、日頃から子どもの様子を注意深く観察し、記録を残すことが重要である。記録は通告の際の根拠となり、行政機関が適切な対応を取るための資料となる。

観察のポイント

シッティングの開始時から終了時まで、子どもの様子を注意深く観察する。迎えの時の親子のやり取り、子どもの服装や外見、子どもの表情や態度、子どもの行動や発言、食事の様子、遊びの様子、排泄の様子、入浴の様子など、あらゆる場面で観察を行う。

特に、保護者が外出する直前や帰宅直後の親子のやり取りは重要な情報となる。保護者が子どもをどのように見送っているか、子どもが保護者に対してどのように反応しているか、保護者が帰宅した時の子どもの反応はどうか等を観察する。

また、子どもが自発的に話す内容にも注意を払う。「家ではお母さんが怒ってばかり」「お父さんに叩かれた」「昨日はご飯を食べられなかった」などの発言は、虐待の可能性を示唆する重要な手がかりとなる。

記録の方法

記録は客観的かつ具体的に行う。子どもの発言や行動をありのまま記録し、主観的な判断は避ける。日報、連絡帳、シッティング記録等に、気になった点や違和感を感じた点を記録する。「あなたがどう思ったか？」ではなく、事実を記載する。

記録には、日時、場所、子どもの年齢や性別、具体的な行動や発言の内容、子どもの表情や態度、保護者の様子、環境の状況等を含める。写真や動画を撮影することが適切な場合もあるが、プライバシーに配慮し、会社の方針に従う。

記録は定期的に見直し、問題の傾向や変化がある場合は、記録を通じて同じような問題が繰り返されている場合、虐待の可能性が高まる。

第7章 虐待が疑われる場合の対応フロー

虐待の疑いがある場合は、子どもの安全を最優先に考え、迅速かつ適切に対応する。対応は段階的に進め、必要に応じて関係機関へ通告する。

初動対応

虐待の疑いがある場合は、まず子どもの安全確保を最優先にする。子どもが現在危険な状況に置かれている場合は、直ちに警察や児童相談所へ通報・通告する。子どもにけがをしている場合は救急車を手配し、医療機関を受診させる。

緊急性の判断基準として、子どもの生命に関わる怪我をしている、子どもが強い恐怖を示している、保護者が暴力的である、子どもを放置している、子どもの健康状態が著しく悪い、子どもから SOS の発信があるなどが挙げられる。これらの状況にある場合は、直ちに行政機関へ連絡する。

緊急性が高くない場合は、子どもの様子[※]を注意深く観察し、記録を残す。子どもに安心感を与え、子どもが必要とする支援を提供する。子どもに対して「あなたは悪くない」「大人の問題ではない」などのメッセージを伝え、子どもの自尊心を守る。

社内連絡体制

虐待の疑いがある場合は、速やかに社内の虐待防止担当者または管理者へ報告する。報告は口頭だけでなく、書面(報告書)でも行い、記録を残す。

報告フローは以下の通りである。まず、シッターから虐待防止担当者または管理者へ報告を行う。担当者または管理者は報告内容を確認し、必要に応じて子どもの安全確保や行政機関への通告を判断する。通告が必要な場合は、会社として児童相談所または市町村へ通告を行う。その後、行政機関との連携や記録の保管を行う。

緊急時(夜間・休日等)の連絡先として、24 時間対応窓口がある場合はその連絡先を利用する。24 時間対応窓口がない場合は、管理者や担当者の緊急連絡先へ連絡する。緊急連絡先は事前に確認し、常にアクセスできるようにしておく。

報告の記録方法として、報告書には報告日時、報告者(シッター)の氏名、子どもの情報(年齢、性別等)、虐待の疑いがある事実の詳細、観察されたサインや兆候、子どもの発言内容、保護者の様子、環境の状況、その他参考となる事項を記載する。報告書は会社にて保管し、必要に応じて行政機関へ提供する。

相談窓口として、虐待防止に関する疑問や懸念を相談できる担当者を配置する。シッターは、虐待の疑いがあるかどうか判断がつかない場合でも、気軽に相談できることを理解しておく。早期の相談が早期の発見につながる。

サポート体制として、通告を行ったシッターに対して精神的・法的なサポートを提供する。通告によって保護者から反感を買う可能性もあるため、会社全体で通告者を支える体制を整える。通告後の経過観察や、必要に応じてカウンセリングの紹介等も行う。

行政への通告

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、児童福祉法第 25 条に基づき、速やかに児童相談所または市町村へ通告する義務がある。通告は書面または口頭で行い、通告した事実は秘密にする義務がある。

通告先は、原則として児童相談所である。児童相談所は児童福祉法に基づく専門機関であり、虐待の事実確認や子どもの保護、家族への支援等を行う。市町村の子ども家庭課等も通告先となる。緊急時や生命に関わる場合は警察へ通報する。

通告の方法として、電話、FAX、訪問メール等がある。緊急を要する場合は電話で通告し、その後書面でも送付する。通告内容には、通告者の連絡先(氏名は秘密保持のため本人の同意がなければ明示しない)、子どもの氏名、年齢、住所、虐待の疑いがある事実の詳細、子どもの現状、保護者の状況、緊急性の有無等を含める。

通告のタイミングとして、虐待の疑いが生じた段階で速やかに通告する。確証がなくても「虐待を受けたと思われる」段階で通告することが求められる。通告を遅らせた結果、子どもの危険が増大した場合は、通告義務違反となる可能性もある。

通告後の対応

通告後は、行政機関の指示に従い、適切に連携を取る。行政機関からの事実確認や聞き取りに対して、協力する姿勢をとる。必要に応じて、追加の情報や記録を提供する。

記録の保管と管理として、通告に関する記録は適切に保管する。通告書、報告書、観察記録、行政機関との連絡記録等を整理し、必要に応じて取り出せるようにする。記録の保管期間は会社の方針に従うが、少なくとも事件が解決するまで保管する。

保護者への対応として、通告したことを保護者に伝えるかどうかは、行政機関の判断に委ねる。通告者が直接保護者に伝える必要はない。また、通告した事実は秘密にする義務があるため、安易に他者に漏らさない。ただし、行政機関が保護者に通告者の氏名を明示する場合もある。

第8章 保護者対応のポイント

通告に先立って保護者と良好な関係を構築しておくことは、スムーズな通告や通告後の対応につながる。保護者に対して適切にコミュニケーションを取り、誤解を防ぐことが重要である。

通告に先立つ保護者との関係構築

日頃から保護者とコミュニケーションを取り、信頼関係を構築しておく。シッティングの開始前後に子どもの様子を伝え合い、保護者の育児に対する思いや悩みを傾聴する。保護者も育児に不安やストレスを抱えていることを理解し、共感的に接する。

保護者がシッターに対して安心感を持てるよう、子どもの様子を丁寧に伝え、保護者の質問や要望に対して真摯に応じる。保護者が相談しやすい環境を作り、育児の支援者としての役割を果たす。

気になる様子を伝える際の言葉選び

虐待の疑いがある場合は、まず会社に報告し、指示に従う。指示が不明な段階で保護者に伝える場合は、慎重な言葉選びが求められる。

「先日、〇〇ちゃんの様子で気になることがありまして」「シッターとして心配している点があり、会社とも相談したく」「〇〇ちゃんの安全を守りたいという思いからお話しています」等のように、子どもの安全と最善の利益を最優先にしている姿勢を明確にする。

保護者を責めるような表現は避ける。「お母さんが悪い」「お父さんの責任だ」等の直接的な非難は、保護者の防御的反応を引き起こし、状況を悪化させる可能性がある。代わりに、「〇〇ちゃんがこう言っていた」「このような様子が見られた」等の客観的な事実を伝える。

保護者に対して支援の手を差し伸べる姿勢も重要である。「何かお手伝いできることがあれば教えてください」「一緒に考えましょう」といった表現を用い、保護者が孤立しないように配慮する。

保護者からの相談への対応

保護者から育児の相談や悩みを受けた場合は、真摯に傾聴し、必要に応じて専門機関を紹介する。保護者が「子どもを叩いてしまう」「子どもをかわいいと思えない」等の相談をしてきた場合は、虐待のリスクが高いことを認識し、会社へ報告する。

保護者からの相談に対して、批判的な態度は避ける。保護者が相談してきたこと自体を評価し、勇気を称える。専門機関への受診を勧める際も、「専門家の話を聞いてみませんか」「一緒に解決策を考えましょう」といった前向きな表現を用いる。

誤解を防ぐためのコミュニケーション

通告後、保護者から通告者に対して不満や怒りが向く可能性がある。通告者は「子どもの安全を守るための法的義務を履行した」ことを理解し、保護者の感情に巻き込まれないようにする。

通告者が直接保護者に対応する場合は、会社の方針に従い、適切な言葉で対応する。「子どもの安全を守るための対応であった」「法的な義務に基づいて行った」等の説明を、会社の指示に従って行う。

第9章 法的義務と責任

児童虐待の早期発見と通告は、シッターにとって法的義務である。児童虐待防止法および児童福祉法に基づき、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに通告しなければならない。

行政への報告義務(通告義務)

児童虐待防止法第5条は、すべての国民が児童虐待の早期発見に努める義務を定めている。特に、児童の養育に関わる業務に従事する者(医師、看護師、保育士、児童福祉施設職員、シッター等)は、虐待の早期発見に努めなければならない。

児童福祉法第25条は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所または市町村へ通告しなければならないと定めている。この通告義務は、すべての国民に課されており、特に専門職など子どもの養育に関わる業務に従事する者は、通告義務違反に対して罰則が科される可能性がある。

通告義務の対象はすべての国民であるが、専門職など子どもの養育に関わる業務に従事する者は、通告を怠った場合、児童福祉法第62条により30万円以下の罰金に処される可能性がある。これは、専門職など子どもと接する機会が多い者が、虐待の早期発見と通告の責任をより強く負っているためである。

通告先は、児童相談所または市町村である。原則として児童相談所へ通告するが、市町村の子ども家庭課等でも受け付けている。緊急時や生命に関わる場合は警察へ通報する。

通告のタイミングとして、虐待を受けたと思われる時点で速やかに通告する。確証がなくても「虐待を受けたと思われる」段階で通告することが求められる。通告を遅らせた結果、子どもの危険が増大した場合は、通告義務違反となる可能性もある。

通告の内容として、通告者の連絡先、子どもの氏名、年齢、住所、虐待の疑いが生じた事実の詳細、子どもの現状、保護者の状況、緊急性の有無等を含める。通告内容は子どもの安全を確保し、事実に基づくことが求められる。

通告の方法として、電話、FAX、訪問、メール等がある。緊急を要する場合は電話で通告し、その後書面でも送付する。通告は匿名で行うこともできるが、通告者の連絡先を明示することで行政機関が事実確認をしやすくなる。

通告者保護

児童福祉法第25条第2項は、通告した者の秘密を守る義務を定めている。通告者の氏名や所属を本人の同意なしに公表してはならない。これは、通告者が保護者からの報復や不当な扱いを防ぐための規定である。

通告者の秘密保持義務は、通告者が通告した事実自体も含む。通告者が「通告した」という事実を安易に他者に漏らしてはならない。ただし、行政機関が通告者を明示する場合もある。

通告者に対する不利益取扱いは禁止されている。通告を理由とした解雇、減給、配置転換、その他不利益な取扱いは禁止されている。通告者保護の規定は、通告者が安心して通報できるように保障するものである。

秘密保持義務違反の免除として、通告した内容については秘密保持義務違反とならない。業務上知り得た秘密を漏らした場合でも、通告を目的としている場合は秘密保持義務違反には該当しない。これは、通告を促すための規定である。

秘密保持義務との関係

シッターは業務上知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務を負っている。しかし、通告を目的とする場合は、秘密保持義務違反には該当しない。これは、子どもの安全を最優先に考え、通告を促すための規定である。

秘密保持の範囲として、通告した事実および通告内容は慎重に扱う。通告内容を安易に他者に漏らさない。特に、保護者や子どものプライバシーには十分配慮する。

通告後の情報管理として、通告に関する記録は適切に保管する。通告書、報告書、観察記録等は、会社にて安全に保管し、必要に応じて取り出せるようにする。

第10章 関係機関・連絡先

通告や相談を行う際、関係機関の連絡先を事前に確認しておくことは迅速な対応につながる。緊急時に慌てないよう、日頃から連絡先を把握しておく。

行政機関

児童相談所は、児童福祉法に基づく専門機関であり、虐待の事実確認や子どもの保護、家族への支援等を行う。各都道府県に1ヶ所以上設置されており、24時間対応している場合が多い。管轄区域、電話番号、FAX番号、受付時間等を事前に確認する。

市町村の子ども家庭課等は、地域の子ども家庭支援を担当する部署であり、虐待の通告や相談を受け付けている。管轄区域、連絡先、受付時間等を事前に確認する。

警察は、緊急時や生命に関わる場合に通報する。緊急時は110番へ通報し、緊急でない場合は管轄の派出所へ連絡する。警察への通報は、子どもの生命に関わる緊急性がある場合や、児童相談所が閉庁している場合等に行う。

社内連絡先

虐待防止担当者は、社内で虐待の疑いに関する相談を受け付ける担当者である。氏名、直通電話、メールアドレス、受付可能時間等を事前に確認する。虐待の疑いがある場合は、まず虐待防止担当者へ連絡する。

管理者・上司は、虐待防止担当者とともに、通告の判断や対応を行う。氏名、連絡先等を事前に確認する。緊急時は管理者へ直ちに連絡する。

24時間対応窓口がある場合は、夜間・休日の緊急連絡先として利用する。有無、連絡先等を事前に確認する。24時間対応窓口がない場合は、管理者や担当者の緊急連絡先へ連絡する。

緊急連絡先(夜間・休日)として、管理者や担当者の携帯電話番号等を事前に確認し、常にアクセスできるようにしておく。

相談支援機関

児童福祉司は、児童相談所等に配置される専門職であり、子ども家庭支援に関する相談に乗る。通告や相談の際に、児童福祉司からアドバイスを受けることができる。

スクールカウンセラーは、学童が通う学校に配置されるカウンセラーであり、子どもの精神的な支援を行う。学童に精神的な問題がある場合は、スクールカウンセラーと連携することも有効である。

子ども家庭支援センターは、地域の子ども家庭支援を行う機関であり、育児相談、一時保護等を行っている。保護者からの相談を受けた場合は、子ども家庭支援センターへ相談することも有効である。

第11章 事例集

事例1:子どもの体に多数のあざがある場合

あるシッターが、初めて担当する子ども(5歳、男児)の家を訪れた。子どもの左腕に直径約3cmのあざがあり、背中にも複数の小さなあざがあった。子どもに「どこで転んだの?」と尋ねると、「昨日、お父さんに怒られて投げられた」と答えた。

シッターは直ちに子どもの様子を観察し、あぎの位置、形状、色等を記録した。子どもは左腕を動かす際に痛がる様子が見られた。シッターは子どもに対して安心感を与え、「あなたは悪くない」と伝えた。

シッティング終了後、シッターは速やかに虐待防止担当者へ報告を行い、会社として児童相談所へ通告した。通告内容には、子どもの発言、あぎの状態、子どもの様子等を記載した。また、あぎの写真を添付した。

事例 2: 保護者の怒鳴り声が頻繁に聞こえる場合

あるシッターがシッティング中、保護者の部屋から頻繁に怒鳴り声や物がぶつかる音が聞こえてきた。子ども(3歳、女兒)はその度にビクとし、シッターの後ろに隠れるような行動をとった。子どもは「お母さんが怖い」「また怒られる」と涙ながらに話した。

シッターは子どもを安心させ、子どもの話を傾聴した。子どもは「お母さんが帰ってくるのが怖い」「叩かれるか」「帰りたいくない」と話した。シッターは子どもの様子を注意深く観察し、記録を残した。

シッティング終了後、シッターは虐待防止担当者へ報告を行い、会社として市町村へ通告した。通告内容には、子どもの発言、保護者の怒鳴り声、子どもの恐怖の様子等の事実のみを含めた。

事例 3: 子どもの空腹や不潔が見られる場合

あるシッターが子ども(7歳、男児)の家を訪れたところ、子どもが空腹を訴え、「朝から何も食べていない」と話した。子どもの服は汚れており、サイズも合っていなかった。部屋も散乱しており、ゴミが散らばっていた。

シッターは子どもに食事を提供したところ、子どもは急いで食べるような様子であった。子どもは「いつもお腹が空いている」「ご飯をあまり作ってくれない」と話した。シッターは子どもの栄養状態や外見を観察し、記録を残した。

シッターは子どもに対して「あなたは悪くない」「お腹が空いたんだよ」と伝え、安心感を与えた。

シッティング終了後、シッターは虐待防止担当者へ報告を行い、会社として児童相談所へ通告した。通告内容には、子どもの空腹、衣服の状態、部屋の状況、子どもの発言等を含めた。

事例 4: 子どもの性的な言葉や行動が見られる場合

あるシッターが子ども(6歳、女兒)の家を訪れたところ、子どもが性的な言葉を使い、性器を気にするような仕草を見せた。子どもは「お父さんとお風呂に入るのが嫌だ」「お父さんに変なことをされる」と涙ながらに話した。

シッターは子どもの話を真摯に傾聴し、子どもに対して「あなたは悪くない」「大人の問題ではない」と伝えた。子どもは精神的に不安定で、突然泣き出したり、強い恐怖を示したりした。

シッターは子どもの様子を記録し、虐待防止担当者へ報告を行った。会社として児童相談所へ通告し、緊急性が高いことを伝えた。

事例 5: 保護者が子どもの前で暴言を吐く場合

あるシッターがシッティング中、保護者が子ども(4歳、男児)の前で暴言を吐く場面に遭遇した。保護者は「お前なんか生まなきゃよかった」「お前のせいで私の人生は台無しだ」等の言葉を子どもに投げかけた。

子どもは悲しそうな表情で、涙を流していた。子どもは「私が悪い子なんだ」「お母さんが嫌いだ」と話した。シッターは子どもに対して「あなたは悪くない」「あなたは大切な存在だ」と伝え、子どもの自尊心を守るよう努めた。

シッターは保護者の暴言の内容や頻度を記録し、虐待防止担当者へ報告を行った。会社として市町村へ通告し、心理的虐待の可能性を伝えた。

事例 6: シッターが感情的になりそうな場面

あるシッターが子ども(3歳、男児)の世話をしていた。子どもが30分も泣き続け、何をしても落ち着かなかった。シッターはイライラし、「静かにして!」と怒鳴りそうになったが、思いとどまった。

シッターは深呼吸をし、子どもから一時的に離れた。子どもが泣いている理由を探ると、お腹が空いていることに気づいた。シッターは食事を用意し、子どもが落ち着くのを待った。

シッティング終了後、シッターは虐待防止担当者へ相談した。「子どもが泣き止まず、感情的になりそうだった」と報告した。会社はシッターに対して、感情的になった際の対処法を共有し、サポートを提供した。

第12章 マニュアル活用のポイント

本マニュアルは、すべてのシッターが読み、理解し、実践することを目的としている。マニュアルを単なる文書として終わらせず、日々の業務に活かすことが重要である。

定期的な研修の受講

会社は定期的に虐待防止研修を実施し、シッターが最新の知識や対応方法を学べるようにする。シッターは研修に積極的に参加し、知識の更新を図る。

研修には、法律の改正事項、最新の統計や事例、対応技術の向上等の内容が含まれる。研修を通じて、シッター同士の情報共有や意見交換も行う。

疑問点の相談先

マニュアルに関する疑問点や、実際のケースで判断が難しい場合は、虐待防止担当者または管理者へ相談する。相談は早期に行うほど、適切な対応につながる。

「これって虐待かな?」「報告すべきかな?」「こういう接し方でいいのかな?」といった疑問は、一人で抱え込まず、速やかに相談する。早期の相談が早期の発見につながり、子どもの安全を守る。

マニュアルの改版履歴

本マニュアルは、法改正や新しい知見に基づき、適宜改版される。改版履歴は以下の通りである。

- 初版:2025年9月1日作成
- 2版:2026年3月20日作成

おんぶにだっこ